

湯河原町告示第55号

湯河原町国民健康保険条例（昭和34年湯河原町条例第3号。以下「条例」という。）第16条の4及び第16条の6に規定する令和7年度保険料の減額の額を決定したので、同条の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月2日

湯河原町長 内 藤 喜 文

1 基礎賦課額の保険料の減額の額（条例第16条の4第1項及び第2項関係）

(1) 7割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第1号アに規定する基礎賦課額の被保険者均等割額25,500円に10分の7を乗じて得た額は、17,850円とする。

イ 世帯別平等割

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第1項第1号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額17,900円に10分の7を乗じて得た額は、12,530円とする。

(イ) 特定世帯

第1項第1号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額8,950円に10分の7を乗じて得た額は、6,265円とする。

(イ) 特定継続世帯

第1項第1号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額13,425円に10分の7を乗じて得た額は、9,398円とする。

(2) 5割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第2号アに規定する基礎賦課額の被保険者均等割額25,500円に10分の5を乗じて得た額は、12,750円とする。

イ 世帯別平等割

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第1項第2号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額17,900円に10分の5を乗じて得た額は、8,950円とする。

(イ) 特定世帯

第1項第2号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額8,950円に10分の5を乗じて得た額は、4,475円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第1項第2号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額13,425円に10分の5を乗じて得た額は、6,713円とする。

(3) 2割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第3号アに規定する基礎賦課額の被保険者均等割額25,500円に10分の2を乗じて得た額は、5,100円とする。

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第1項第3号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額17,900円に10分の2を乗じて得た額は、3,580円とする。

(イ) 特定世帯

第1項第3号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額8,950円に10分の2を乗じて得た額は、1,790円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第1項第3号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額13,425円に10分の2を乗じて得た額は、2,685円とする。

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料の減額の額（条例第16条の4第3項関係）

(1) 7割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第1号アの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額10,300円に10分の7を乗じて得た額は、7,210円とする。

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第1項第1号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額7,000円に10分の7を乗じて得た額は、4,900円とする。

(イ) 特定世帯

第1項第1号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額3,500円に10分の7を乗じて得た額は、2,450円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第1項第1号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額5,250円に10分の7を乗じて得た額は、3,675円とする。

(2) 5割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第2号アの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額10,300円に10分の5を乗じて得た額は、5,150円とする。

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第1項第2号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額7,000円に10分の5を乗じて得た額は、3,500円とする。

(イ) 特定世帯

第1項第2号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平

等割額3,500円に10分の5を乗じて得た額は、1,750円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第1項第2号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額5,250円に10分の5を乗じて得た額は、2,625円とする。

(3) 2割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第3号アの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額10,300円に10分の2を乗じて得た額は、2,060円とする。

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第1項第3号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額7,000円に10分の2を乗じて得た額は、1,400円とする。

(イ) 特定世帯

第1項第3号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額3,500円に10分の2を乗じて得た額は、700円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第1項第3号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額5,250円に10分の2を乗じて得た額は、1,050円とする。

3 介護納付金賦課額の保険料の減額の額（条例第16条の4第4項関係）

(1) 7割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第1号アの規定を準用する介護納付金賦課額の被保険者均等割額8,600円に10分の7を乗じて得た額は、6,020円とする。

イ 世帯別平等割

第1項第1号イの規定を準用する介護納付金賦課額の世帯別平等割額4,700円に10分の7を乗じて得た額は、3,290円とする。

(2) 5割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第2号アの規定を準用する介護納付金賦課額の被保険者均等割額8,600円に10分の5を乗じて得た額は、4,300円とする。

イ 世帯別平等割

第1項第2号イの規定を準用する介護納付金賦課額の世帯別平等割額4,700円に10分の5を乗じて得た額は、2,350円とする。

(3) 2割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第3号アの規定を準用する介護納付金賦課額の被保険者均等割額8,600円に10分の2を乗じて得た額は、1,720円とする。

イ 世帯別平等割

第1項第3号イの規定を準用する介護納付金賦課額の世帯別平等割額4,700円に10分の2を乗じて得た額は、940円とする。

4 未就学児に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の減額の額（条例第16条の6第1

項及び第4項関係)

(1) 次号から第4号までの世帯以外の世帯

第1項に規定する基礎賦課額の被保険者均等割額25,500円に10分の5を乗じて得た額は、12,750円とする。

(2) 7割軽減世帯

第4項第2号に規定する額は、基礎賦課額の被保険者均等割額から10分の7を乗じて得た額を控除して得た額7,650円に10分の5を乗じて得た額3,825円とする。

(3) 5割軽減世帯

第4項第2号に規定する額は、基礎賦課額の被保険者均等割額から10分の5を乗じて得た額を控除して得た額12,750円に10分の5を乗じて得た額6,375円とする。

(4) 2割軽減世帯

第4項第2号に規定する額は、基礎賦課額の被保険者均等割額から10分の2を乗じて得た額を控除して得た額20,400円に10分の5を乗じて得た額10,200円とする。

5 未就学児に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額の額（条例第16条の6第3項及び第6項関係）

(1) 次号から第4号までの世帯以外の世帯

第1項の規定を準用する高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額10,300円に10分の5を乗じて得た額は、5,150円とする。

(2) 7割軽減世帯

第4項第2号の規定を準用する額は、後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から10分の7を乗じて得た額を控除して得た額3,090円に10分の5を乗じて得た額1,545円とする。

(3) 5割軽減世帯

第4項第2号の規定を準用する額は、後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から10分の5を乗じて得た額を控除して得た額5,150円に10分の5を乗じて得た額2,575円とする。

(4) 2割軽減世帯

第4項第2号の規定を準用する額は、後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から10分の2を乗じて得た額を控除して得た額8,240円に10分の5を乗じて得た額4,120円とする。